

入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「神田警察通り賑わい社会実験 2017 運営補助業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告の掲示日

平成29年9月4日（月）

2 契約担当役の氏名及び名称等

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田中 伸和
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 業務概要

- (1) 業務名 神田警察通り賑わい社会実験 2017 運営補助業務
- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおり。
 - ・社会実験実施に伴う事前調整
 - ・社会実験運営補助
 - ・社会実験の開催記録の作成
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月28日まで
- (4) 履行場所 東京都

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の認定を受けていること。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照）

5 担当支社等

- (1) 申請書及び資料について

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

八重洲ファーストフィナンシャルビル18階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部

千代田区エリア計画課

電話：03-5200-8588（担当：今井）

(2) 平成29・30年度の競争参加資格について

〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部 経理課

電話 03-5323-0631

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、東日本都市再生本部長（以下「本部長」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)、(3)、(4)に掲げる事項を満たしているときは、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争参加することができる。ただし、開札の時点までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- ① 提出期間：平成29年9月5日（火）から平成29年9月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）
- ② 提出場所：上記5(1)に同じ
- ③ 提出方法：持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「申請書在中」と朱書きすること及び速やかに連絡可能な内容を説明できる者の連絡先を同封すること。

- (2) 申請書は、様式-1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

・登録状況

有効期限内で「役務提供」の認定がされている競争参加資格認定通知書の写し。ただし、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札の時までに認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年9月25日（月）を目途に郵送により通知する。

- (5) その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- ④提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。
- ⑤競争参加資格の確認通知用の返信用封筒として、定形内の封筒に簡易書留用切手392円を貼り、提出者の住所、企業名、担当部署、担当者名を記載し、提出すること。

7 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ①提出期限：平成29年10月2日（月）午後5時
 - ②提出場所：上記5(2)に同じ
 - ③提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は伝送によるものは受け付けない。
- (2) 本部長は、説明を求められたときは、平成29年10月10日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 本部長は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ①提出期限：平成29年9月11日（月）午後5時
 - ②提出場所：上記5(1)に同じ
 - ③提出方法：提出場所へ持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ①閲覧期間：平成29年9月14日（木）から平成29年9月19日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）
 - ②閲覧場所：上記5(1)に同じ

9 入札書の提出及び開札の日時並びに場所等

入札書の提出期間：平成29年9月5日（火）から平成29年9月20日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）

開札日時：平成29年9月26日（火）午後13時30分

場 所：〒163-1313

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 入札室

連絡先

東日本都市再生本部 総務部経理課

電話：03-5323-0631

10 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送とすること。電送によるものは受け付けない。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 本件業務において、入札に参加する者が当機構関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

11 入札保証金及び契約保証金 免除

12 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

13 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の
時において上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当す
る。

14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規
程第 4 号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低
の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約
の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその
者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて
著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をも
って入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするこ
とがある。

15 手続における交渉の有無 無

16 契約書作成の要否等

別添に定める「契約書」により契約を締結するものとする。

17 支払条件

完了検査後一括払い。

18 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ。

19 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札
心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→入札（見積）関連様
式についてを参照）及び上記 16 の契約書を熟読し、入札心得を順守するこ
と。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無
効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、重要な情報及
び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力
を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホ
ームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び
標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等（平成 29 年 4 月 1 日以降に
締結するもの）を参照）を上記 17 の契約書と併せて、同日付で締結するも
のとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の
措置をとらなければならない。

- (4) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (5) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約年月日、契約先の名称、契約の金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

(用紙 A 4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

提出者) 住所
商号又は名称
代表者氏名
作成者) 担当部署
氏名
電話番号
FAX

平成29年9月4日付で公告のありました「神田警察通り賑わい社会実験2017運営補助業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)に定める登録状況を記載した書面

入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 円也

ただし、神田警察通り賑わい社会実験 2017 運営補助業務

入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名
代理人

印
印

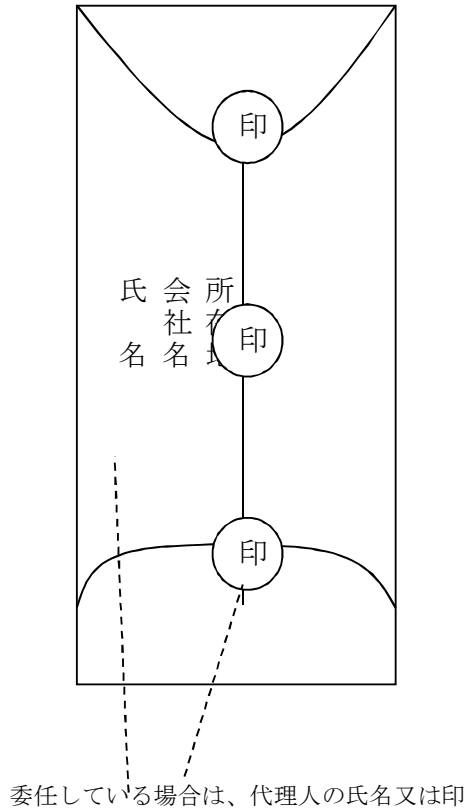
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

(神田警察通り賑わい社会実験 2017 運営補助業務 入札書)

裏



注：委任状は入札書に同封しないこと。郵送による場合は2重封筒とし、外封筒に委任状を同封し、書留郵便により送ること。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - (1) 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - (2) 代理人の方が入札される場合：委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

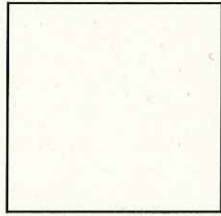
名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

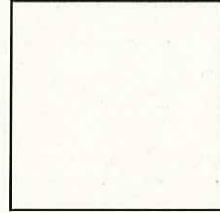
以 上

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

殿

※ 本届の提出に当たっては、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付して下さい。

委任状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「神田警察通り賑わい社会実験 2017 運営補助業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
- 2.

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田中 伸和 殿

※委任状には、委任者（代表者）の印鑑証明書（原本または写し。発行から3ヶ月以内）を添付すること。

契 約 書

- 1 業務の名称 神田警察通り賑わい社会実験2017運営補助業務
 2 契約期間 平成 年 月 日から
 平成 29年 12月 28日まで
 3 契約金額 金 円
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 は、頭書の業務(以下「業務」という。)に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所
 氏 名 印
 受注者 住 所
 氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、別添仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額(以下「請負代金」という。)をもって、頭書の契約期間(以下「契約期間」という。)内に業務を履行した上、その業務の目的物(以下「目的物」という。)を発注者に引き渡すものとする。

2 仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(業務の一時中止等)

第5条 発注者は、発注者が必要と認めるときは、仕様書の内容を変更し、又は仕様の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、請負代金又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

第6条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により契約期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく、その理由を付けて契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 業務の履行に当たり、第9条第4項に規定する業務の完了の前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、発注者から修補又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修補又はやり直しを行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 第2項の検査及び前項の再検査に合格した日をもって、業務は、完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同時をもって発注者に引き渡されたものとする。

(請負代金)

第10条 受注者は、前条第4項に規定する業務が完了したときは、発注者に対し、支払請求書により請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰する理由により前条第2項の期間内に同項の検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定

期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(瑕疵担保)

第11条 業務に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第9条第4項の規定による業務の完了の日から起算して1年間とする。

(履行遅滞金)

第12条 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から履行遅滞金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、その延長日数に応じて請負代金に年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出

を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
（支払遅延利息）

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請員代金の支払いを行ったときは、当該支払額について、その遅滞日数に応じて年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、契約期間又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないとき。

二 正当な理由がなく、業務に着手しないとき。

三 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

四 第8条に規定する賠償義務を怠ったとき。

五 前各号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達する見込みがないとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、その解除された日の属する月から頭書の契約期間の終了日の属する月までの間に相応する請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の都合による解除）

第15条 発注者は、第14条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定により、仕様書の内容を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 第15条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（秘密の保持）

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又

は他の目的に使用してはならない。

(相殺)

第18条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足が生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。